

この論文は、平成21年度に「愛知県総合教育センター研究紀要 第99集」に掲載したものです。今「学校現場」にどんな教師が求められているのかを考えた歴史論文です。

## 寺子屋師匠の教育力

### — 愛知県海部地区の筆子塚等の調査を通して —

寺子屋では「師弟は三世の契り」と言われた。江戸（享保年間）以降発展し、明治の中頃に姿を消した寺子屋の規則や学習内容（往来物）、指導方法の在り方について、研究を進めた。本研究では、愛知県の尾張南西部にある津島市・愛西市・弥富市・海部郡の寺子屋に関する古文書と筆子塚の調査を通して、当センターが刊行した『愛知県教育史（近世編）』を見直す作業を行い、道徳を核として「読み」「書き」を指導した「寺子屋師匠の教育力」とはどのようなものであったかについて、論文をまとめた。

#### 〈検索用キーワード〉

寺子屋 手習所 筆子塚 往来物 義校 海部 教育力

総合教育センター 経営研究室長

浅井 厚視

### 1 はじめに

私が学校に就職した28年前、数は少なくなっていたが、まだ学校には名物先生がいて、子供たちや保護者から一目置かれていた。教え子たちは年末年始や人生の岐路に立つとその先生を訪問したり、手紙を通して消息や直面している問題について相談したりしていた。残念ながら自分はそんな先生にはなることができないまま教職の終盤を迎えようとしている。当然個人的な資質や能力の問題もあるが、現在の学校には何かそういった状況を許さない欠陥があり、そのため教師や学校に対する愛着や尊敬の念が薄らぐばかりなのではないだろうか。このような傾向は何が原因で、いつ頃から始まったのだろうか。かつて存在したような教師と子供との一生を通じた交わりや心のつながりは本当にどうなってしまったのだろうか。

「師弟は三世の契り」と寺子屋では言われた。寺子屋師匠と門人とのつながりは一生のものであった。江戸時代から明治の初めにかけて、教えを受けた門人たちは、亡くなった師匠のために筆子塚と言われる記念碑を建立した。筆子塚は全国に現存している。学制が公布されて約140年。大学への進学率は50%をわずかだが超えた。世界に冠たる日本の公教育。しかし、教えを受けた子供たちが、教師や学校のために記念碑を建立したという話はなかなかニュースとならない。それどころか、子供が教師に対して暴力を振るったり、保護者が学校に対して悪口雑言を言ったりすることが日常茶飯事となっている。どこかで学校や教師と保護者・子供との距離のとり方を間違えてしまったのではないか。

今一度、寺子屋や寺子屋師匠の在り方を見直すことで、近現代の公教育が置き忘れてき

たもの、取り戻さねばならないものについて考察していきたい。そして本研究が、子供と教師、教師と保護者、学校と地域との距離を縮めるための何らかの示唆を与えてくれることを強く期待している。

## 2 「寺子屋」「寺子屋の教育」とは何であったのか

### (1) 寺子屋

寺子屋の起源は、鎌倉時代以降中世の寺院で行われた教育にあると言われている。現在確認されている最も古い寺子屋は、<sup>いちほたいせいどう</sup>一畑戴星堂（大分県・豊後高田市）で天正元年（1573）まで遡ることができる。愛知県内では、織田信長が通ったと言われる那古野の天王坊、豊臣秀吉の萱津の光明寺などが伝説として語られが、加藤清正の妙延寺寺子屋（津島市今市場町）が戦国武将とのかかわりのある一番古い寺子屋と考えられている。

寺子屋は、江戸時代の初期までは名前の通り村や町の寺院で僧侶を中心に行われていたが、享保年間を過ぎると文字に巧みな神官・医者・村役人・遊歴の浪人・農民、中には文字に精通した女性の場合もあり、庶民が師匠として寺子屋を経営することになった。そのため、前期の寺子屋と区別して手習所・手習部屋・筆道稽古所と呼ぶことがある。また、寺子屋で学んでいた子供たちを寺子と呼んでいるのだが、前期の寺子屋と区別して筆子・門人・門弟・手習子などと呼ばれている。但し、教えを受けた彼らが師匠のためにつくった記念碑は筆子塚と言ひ、寺子塚とは決して言わない。

以下本稿では、これらの諸説を踏まえた上で、戦国時代末期に誕生し、江戸時代後期（享保年間）以降に発展し、明治の中頃に姿を消す庶民の教育機関のことを寺子屋、教育にあたった者を寺子屋師匠、学んだ子供たちを寺子と言う用語を使うことにする。但し筆子塚のみ、筆子という用語を使うことにする。用語としては、「手習師匠の教育力」というべきかもしれないが、通称の「寺子屋師匠の教育力」として論を進めることにする。

### (2) 寺子屋の教育

寺子屋への入門は「<sup>とうざん</sup>登山」「<sup>てらあがり</sup>寺入」「寺上」「入門」「入学」と言われた。寺院が寺子屋であったためと考えられる。入門の年齢は決められた年齢があったわけではなく、通常は7・8歳、遅くとも9歳となった初午の日（旧暦の春先のため、現在では2月）に弟子入りするのが習慣となっていた。寺子屋への入門の日には、「<sup>そくしゅう</sup>束修」に「<sup>おうざりょう</sup>扇料」（入門料）を添えて、師匠に挨拶するのが恒例となっていた。金納もあれば、当然農作物の物納もあった。羽織袴の親につれられて、寺子は師匠宅を訪れた。寺子の家庭では、経済状況に応じて、銭や農産物を月々渡す家もあれば、収穫期にまとめて渡す家もあった。当然たまにしか金品を渡すことのできない家もあった。入門の日、寺子屋の先輩たちに菓子や赤飯を持参した。また「慶事」として隣近所にも菓子や赤飯を配った。母親の実家から「机・筆・墨・双紙」を入学祝いとしておくる風習があり、天神机を寺子屋へ持参した。1)

寺子屋の年限は、2～4年で、1年未満の者も多数いたが、6・7年通う者もいた。寺子屋の始業は午前8時頃（冬期は9時）、終業は冬期午後2時頃それ以外午後3時頃であつ

た。入門の翌日より寺子は寺子屋に通い、始業時間になると拍子木の音で、部屋へ入ったり、時間の区切りとして線香の燃焼時間を利用していたりする寺子屋もあった。2)

寺子屋の一年は、1月の書き初めに始まる。書き初め(席書)では師匠が撰んだ「論語」「孟子」「和漢朗詠集」などの言葉を清書した。清書した作品は壁に貼付し掲示した。当時江戸の町では使用していた教科書(往来物)の題名や一節を書き、本屋(版元)の宣伝をした寺子屋もあった。また、全国的に複数の寺子屋で竟書会を開き、場所を借りて大々的に掲示する寺子屋もあった。2月25日は、天神講が行われた。天神講では、学問の神様である菅原道真を祀り、天神経の読経を行い、「奉納天満天神」と揮毫した。近くの天神様に参拝する所も多く、寺子屋最大の行事であった。七月にも「席書」が行われた。

このほか「人日」(1月7日)「上巳」(3月3日)「端午」(5月5日)「七夕」(7月7日)「重陽」(9月9日)の五節句には、師匠(師匠の家族)から麦餅・ちまき・ぼたもち・焼米などがふるまわれ、寺子たちは行事を生かして楽しい一時を過ごした。3)

寺子屋の教科書(往来物)はどのようなものが使用されていたか。手習の手本としては、

「いろは」	→	「村尽」	→	「御請状手本」	→	「用文意手本」
		「国尽」		「消息往来」		「女今川」
		「名頭」		「商売往来」		「庭訓往来」

【表1 寺子屋の教科書(カリキュラム)】

はじめにかな文字を学習し、地名や人名を覚える。その後には往来物を使用して、様々な場面で使われる言葉を習得したようである。出版事情がよくなかっただけに、師匠が書いた手本イコール手習教科書であった。寺子屋での学び方としては、

- ① 始業の合図と共に、寺子は師匠の前に白紙を差し出し、手本をかいてもらい、一文字ずつ真似てかく。
- ② 師匠が部屋の中を巡回して、注意を与える。
- ③ 師匠の前に数人ずつ来て、様々な指導を受ける。
- ④ 入門の先の寺子を後ろに座らせて、師匠は後に入門した寺子から指導に当たる。時には、兄弟子による指導も行わせる。
- ⑤ 灰や砂、板に文字を書いて稽古をさせた。

また「席書」では「天晴・太良・尚々」「優・良・可」などの等級を付け、寺子たちの競争心を巧みに利用して、指導を行った。

寺子屋での机の並び方は、師匠の座る位置は寺子の斜め横が多い。こうして寺子たち全員を見通しやすいようにしていたようである。また寺子同士はお互いに向かい合う対面式が多かった。これは狭いスペースの有効利用と考えられる。寒冷地では火鉢を囲むような座り方もみられ、地域によって違いがあった。4)

寺子屋の規則には、「守則」「寺子屋守則七ヶ条」「児童教訓書」などがつくられた。その内容としては「学問・教育の必要」「寺子の手習いの態度」「寺子屋外での生活態度」などが定められていた。例えば、草履の脱ぎ方・並べ方、兄弟子への挨拶、勤怠出欠までを要

求していた。また、罰としては、肉体的苦痛により懲らしめる「留置き（居残りをさせること）・鞭撻（<sup>むちうち</sup>鞭で打つ）・直立（立たせる）・叱責（叱る）・訓戒（教え戒める）・<sup>じまどめ</sup>食止（昼食を取りに戻るのを禁止）」などが挙げられる。寺子屋独特の罰としては「<sup>ぼうまん</sup>棒満」がある。これは天神机の上に正座させられ、片方の手には水が一杯の茶碗をもう片方の手には線香を持たされる罰であった。しかし子供たちが最も恐れた罰は天神机と文庫を持って帰される破門で、「師匠さま 机は重き とがめなり」と川柳にも詠まれた。この時には親子共々寺子屋に行き、親が「本日はお叱りいただきありがとうございました。このようなことが二度とないように注意しますのでお許し下さい」と師匠に許しを請わねばならなかった。

寺子屋は江戸時代を通じて広くあったと思われがちであるが、ほとんどは幕末から明治にかけてのものである。これらの寺子屋では、師匠は寺子から報酬を得ることもあったが、無報酬で面倒をみることも多かった。江戸や名古屋などの町に比べて、農村・山村ほど庄屋などの村方役人による無報酬の割合が高くなっている。5)

### (3) 市別の寺子屋開業・廃業・職業調査表

美和町内寺子屋の開業・廃業／身分・職業等							
	開業	廃業	僧侶	神官	農民	商人	武士・医者・学者
～文化(1804)以前	2	2	2				
～文政(1829)年間							
～天保(1843)年間	2		1		1		
～弘化(1847)年間							
～嘉永(1853)年間							
～安政(1859)年間	5	1	2	1	2		1
～文久(1863)年間	3		1		1		
～慶応(1867)年間							
～明治(1911)年間	6	16	2		3		1

【表2 あま市（旧美和町）における寺子屋開業・廃業・職業調査表】

弥富市内寺子屋の開業・廃業／身分・職業等							
	開業	廃業	僧侶	神官	農民	商人	武士・医者・学者
～文化(1804)以前	1				1		
～文政(1829)年間							
～天保(1843)年間	3	1			4		
～弘化(1847)年間	2				2		
～嘉永(1853)年間	3		1		1	1	
～安政(1859)年間	1						1
～文久(1863)年間	4	1	1		4		
～慶応(1867)年間	1		1				
～明治(1911)年間		13					

【表3 弥富市における寺子屋開業・廃業・職業調査表】

津島市内寺子屋の開業・廃業／身分・職業等

	開業	廃業	僧侶	神官	農民	商人	武士・医者・学者
～文化(1804)以前	1		1				
～文政(1829)年間	3		3				
～天保(1843)年間	3		1		1	1	
～弘化(1847)年間							
～嘉永(1853)年間	4(1)		2	1	1		女性(1)
～安政(1859)年間	6		2		2		2
～文久(1863)年間	11		2	1	5	2	1
～慶応(1867)年間	2	3	1		1		
～明治(1911)年間	4	27 (1)	2		1		1

【表4 津島市における寺子屋開業・廃業・職業調査表】

以上の調査表は『愛知県教育史 第1巻』の別冊『愛知県寺子屋一覧』を基に、最近の自治体史を加味して、本稿のために作成したものである。津島市と弥富市と比べてみると、開業・廃業の時期にはそれほど差がない。寺子屋師匠の職業は、町方で寺院が多い津島は僧侶が多く、在郷の弥富は農民が多い。美和町はこの中間となっている。美和町には寺院が多いこともあり、寺子屋師匠は僧侶が多くなっている。いずれにしても江戸の町と異なり武士や女性の師匠が少ない傾向にある。

### 3 海部地区の筆子塚等の調査

#### (1) あま市（旧美和町）

##### ア 森山・慶雲寺「宮治周平墓碑」

雪操庵呂江は、文化9(1812)年生まれで明治5年(1872)61才で没した。天保年間より明治まで、森山で手習師匠をしていた。周平先生宅は、上街道沿いの屋敷で、慶雲寺の南東方向にあった。俳諧師匠もつとめていたようである。



写真1 雪操庵呂江墓碑



写真2 墓碑裏面

#### 碑文

(南) 雪操庵呂江  
 (西) 八葉白蓮信士  
 阿字葉光信女  
 (北) 明治五年  
 壬申八月十八日  
 惣門人中  
 年六拾壹歳

表5 碑文

美和町史によると周平の「23回忌法要」で、門人の代表は以下のように述べている。「茲(ココ)ニ旧師故雪操庵呂江氏、性温厚篤実ニシテ普通ノ学ヲ修シ 殊(コト)ニ和歌俳諧ニ精シ。

曰ク丁年ノ頃ヨリ同郡藤浪村根高津田次郎氏ニ從ヒ・・・壯年ニ及ビ隣村父兄ノ依頼ニ依リ、子弟教育ノ師トナリ、爾來親切丁寧ニシテ倦マズ。為メニ門人敬慕シテ隣村挙ゲテソノ門人ニ入り、堂満チテ殆ト膝ヲ容ルルナキニ至ル。惜哉明治5年ヲ以テ没セラル。其間三十有五年門人千ヲ以テ数フルニ至リ、徳望ノ師タル事ハ今更余ガ贅言(ゼイゴン)ヲ負サザルモ諸君ノ既ニ知悉(チツ)セラルル所ナリ・・・」 実際、周平の寺子屋の門人は、単に森山村だけでなく「木田村、蜂須賀村、丹波村、北苧村、金岩村、寺野村、牧野村」出身の人たちも学んでいた。昭和初期の「美和尋常高等小学校 維新前寺子屋 手習師匠 郷学校ノ調査」では、「学識高ク俳句ノ道ニモ通ジ、門人此ノ附近切ッテ多ク有シ、大先生株ノ人ナリ。独学デ研究シタ人デ、平民デアルガ、高須、名古屋間ニ二人トナイ博学ノ人ナリ。宮治門人五百四十八人・・・石碑アレバ数ハ正確ナリ」と記録されている。6)

### イ 森山「足立道雄先生碑」

森山で寺子屋を開き、更に明治以降義校（欽斯学校）の教員となったのが足立道雄である。自宅を教授場とし、後に義校とした。上街道の北側に漢文で書かれた碑が立っている。

①足立道雄本名古屋藩士也 王政維新廢藩置県之際得旧主藩公之許移居愛知県海東郡蜂須賀村字森山之郷頓辞世花鳥風月欲自相樂矣(ミスカヲシムヤ)然同郷青年切請為句読書教之教授懇請不止自奮挙居宅充教授場起一義校愛撫訓誨猶慈母於赤子也(ホシホノアカゴニケルカゴトナリ)

②而後学令頒布之時廢校令子弟悉就制規校舍之学業(シテイ コトゴトク セイコウシヤカクキョウニ ツカムル) 一村感其徳皆属望遂撰至令为一村之長 焉士固精和漢之文学復通困碁生花茶湯俳諧之道 有惺々庵波龍又臥龍味風等之雅号俳稱辞職無聊之際交同好請士 多子弟爰(コニ) 欲酬(ムクイトホス)其徳建記念碑銘曰

学通古今 自警慎独 德化一村 上和下睦

潔白清廉 固辞頭禄 不泯餘光 榮及九族

明治三十三年秋九月

(ホビズ)

即通 武田泰道撰

有竹 下篠澹水書

【表6 足立道雄碑文】

足立道雄は寺子屋師匠から明治初めの義校（欽斯学校）の句読教員となった。まさに、寺子屋師匠が明治初期の教育を支えた一例といえる。

### ウ 木田・杉藤定左衛門、杉藤仲右衛門の寺子屋

寺子屋の開業時期は不明であるが、廃業の明治5(1872)年まで74名(内29名女子)の寺子を教えた。他の寺子屋と比べて、女子の割合が高かった。休業日は五節句だけで、読み方と書き方を教えた。教科書としては「村附・国附・商売往来・今川状庭訓いろは」などを使用した。七夕には師匠宅で御馳走が振る舞われた。

### エ 篠田・桑光寺「楠枝先生碑」

桑光寺は、篠田小学校の西側にある。本堂の前の墓石が並ぶ中に「楠枝先生碑」はある。

この碑には、「手學門人中」として、篠田村・木田村・乙之子村・小橋方村・森山村・大木村・寺野村・遠島村・莪原村・北苧村など9か村の名前が、また福栄寺住職素懐・宮地元四郎など、97名の門人の名が刻まれている。嘉永5(1852)年行年72歳で没していることから、篠田友蔵は明治維新を見ることなく歿したようである。碑はその2年後に建てられたものである。



写真3 楠枝先生碑



写真4 碑文裏面

碑文
「行年七十二才 俗名篠田友蔵 嘉永五壬子年 九月二日歿 于時嘉永七年甲寅 暮春建之」

表7 碑文

## (2) 弥富市

### ア 六條新田・黒宮重佳記念之碑

「黒宮重佳記念之碑」は明治28年4月に建立された。門人は「松名新田、寛延新田、鎌島新田、政成新田、大寶新田、鳥ヶ地新田、子宝新田、神戸新田、竹田新田、西舘新田、東舘新田、坂中地新田、服岡新田、平島新田、中山新田、津島町、佐屋、次賀、福田、名古屋市、桑名町、大阪市、美濃池池、東京市、六條新田、大野新田、戸田」など27ヶ所の出身地があげられている。門人165名の名前が記されている。十世黒宮保則が門人の代表となっている。黒宮砂郊の先祖は長島一向一揆で活躍した市江島の豪族黒宮修理であった。砂郊は名古屋の林玄教堂に学び、学問を愛し、俳句を好んだ。林玄教堂は手習本で五節句や四季の文章を集めた「女筆手本類解題」の作者で、名古屋近郊より多くの門人を集めた。



写真5 黒宮砂郊記念碑



写真6 記念碑裏面

碑文
其先曰重義稱修理津 島市江島邑蓋邑之豪 族其子弟分産稱七族 浚以一向衆徒保守伊 勢国長島城……隨 林玄教堂而專学字好 俳句兼通插花碁将棋 等之技名殷播四隣

表8 碑文

六條村の里正（庄屋）となった黒宮家は尾張藩より名字帯刀を許され、孫兵衛と名乗った。重佳（砂郊）の代となり、顛悟のため皆が師となることを望んだ。教えを請うものは 600 人を超えた。更に明治 12(1879)年病死するまで、朝日・桴場・島名・飛島諸村の兼帯庄屋をつとめた。記念碑には、重佳について「何其多能（いずれかそのたのうなる）・・・應技成材（ぎにおうじてざいとなし）濟濟彬彬（せいせいびんびん）思慕不衰（しばおとろえず）可以視仁（もってじんをみるがごとし）」と詠まれている。

イ 前ヶ平・一光堂五雲句碑 「あはれやな 花を残して 帰る雁」

寛政 4 年(1792)の生まれ、東条勘右衛門の長男に生まれ、後に養子となり、山岸儀右衛門と名乗る。俳名を五雲、一光堂。文化 6 年(1806)より明治に至るまでの 40 年間にわたって寺子屋師匠を務め、書道を教えた。幼い頃より読書・習字を好み、俳諧に優れていた。

(3) 津島市

ア 蛭間町大徳寺「水野先生之墓」

「水野先生墓」は、明治 18 年 8 月に蛭間小学校の西側にある大徳寺に建てられた。有志連中として横井半兵衛・石原半四郎・松永要蔵はじめ 22 名の門人名が記されている。寺子屋は天保 7 年(1836)から明治 5 年(1873)まで開かれ、書道と修身を教えた。

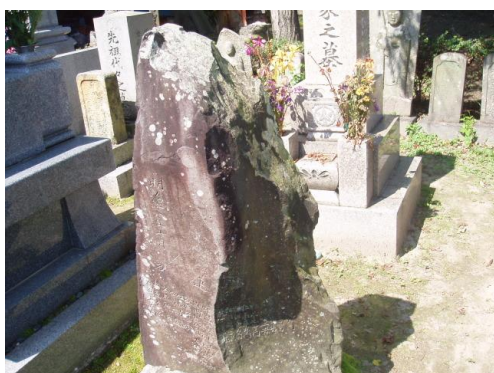


写真 7 水野先生墓



写真 8 水野先生墓裏面

イ 今市場町弘浄寺「魯堂橋本先生之碑」



写真 9 橋本魯堂先生碑裏面



写真 10 橋本魯堂先生碑

今市場町弘浄寺に、明治 41 年(1908)10 月門人建之の筆子塚が残されている。元治期～明



治 40 年(1907)に書道を中心に教えていたようである。身分は僧侶となっている。学制が布かれてからは、学校に登校する前の早朝に手習を教えていた。門人 100 人と言われている。

#### (4) 愛西市

##### ア 東川「横井周平寺子屋」

平成 21 年 1 月 31 日に、愛西市教育委員会社会教育課石田泰弘学芸員の御厚意により、旧八開診療所で「横井周平寺子屋」の古文書を見る機会を得た。以下の史料はそのときに、記録をとり、写真を撮影したものである。

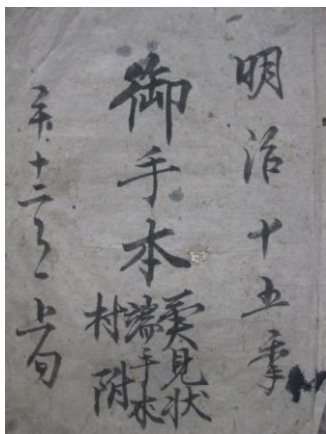


写真 11 御手本

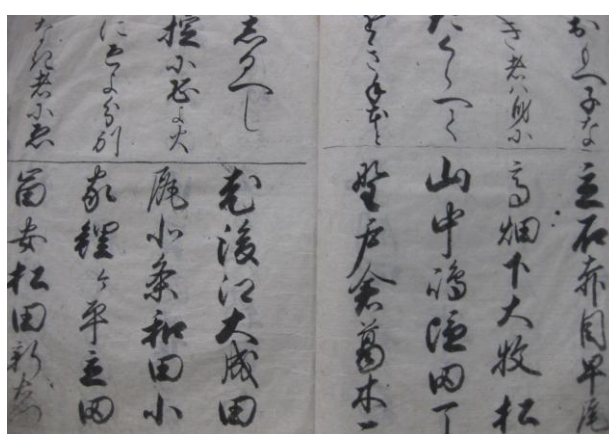


写真 12 村附・番見状

調査した文書は以下の通りである。

『嘉永六年丑八月下旬 教訓書 東海道五十三次類名記』

『女仮名文章・女大学・女手習教訓書・女今川・染物盡』

『文章往来 尾張國海西郡東川邑 横井教鋪堂 持主』 『俗語教』

『明治貳年巳正月吉日 商売往来講釋』『弘化貳年巳四月上旬 庭訓往来御手本』

『人道若者語 丑初秋の頃書之』『用文章』『消息葉』

『慶応貳年 年頭状・今川・初登山・百姓今川准状・吉野往来 尾張國海西郡開治村  
横井領渚 控』

『世宝用文章』『古文孝経正文』

『地名頭』『名頭』『関取千両織』

『天保拾五年 百花庵評 上東川村子供連 八月朔日完』『清和源氏十五段』

『明治十五年 御手本 番見状・端手本・村附 午十二月上旬』

文久 2 年(1862)横井周平寺子屋は、自宅に 5 間二間の手習小屋を建て開業した。寺子屋は習字が中心で、希望者には朝は漢籍、夕方には算盤を教えた。習字の手本は師匠に書いてもらい、繰り返し練習したようである。暗記して書くことができるようになったら、清書を行い、次の手本をもらうことができた。字の読み方だけでなく、意義も教えられた。特に礼儀作法を厳しく教え、物を大切にすることをやかましく注意した。手習草紙も裏表真っ黒になるまで稽古させたという。

「往来物」としては、「いろは・名頭・村附・国尽(初級)」「借用文・奉公人請状・百姓

往来・商売往来・消息往来・風月往来・庭訓往来・日用文章・女用文章・女今川百姓往来（中級）「佐々木状・義経送状・弁慶状・腰越状・童子教・実語教・唐詩選・天下式目録・千字文・百人一首（上級）」更に「孝経・大学・論語・孟子（漢籍）」「加減乗除（珠算）」「正信偈や御和讃（夜学）」などを利用した。

横井周平 肖像



写真 13 肖像

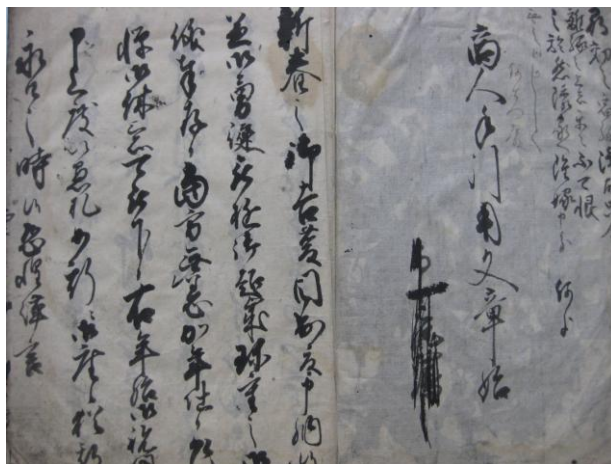


写真 14 商人手引用文章

躰としては「一 師匠と父母の申付を守るべきこと」「一 礼儀を重んじ、行儀を正しくすること」「一 朋輩互に仲良くすべきこと」「一 食物金銭等を持参すべからざること」「一 途中に於て高声悪戯をすべからざること」などを徹底的に指導した。これらに反すると「半時の静座」や「七ツ時まで留置」が罰として与えられた。

行事としては、1月の左義長。竹や藁を燃やし、残り火で餅を焼いて食べた。「天筆和合楽 地福円満楽 息災延命楽 家内長久楽」と揮毫した。4月には、「天神様詣」。鶴多須から佐屋川堤を通過して、津島神社境内の菅原社へ参詣した。7月は七夕。竟書会や「席書」を行い、等級をつけて張り出した。

横井周平は、天保3年(1832)6月2日生。上東川村（現愛西市）の横井周蔵家の四男一女の末っ子として生まれた。手習を佐藤政太郎に学び、後に林玄教堂の門人となり、書法の勉強に通った。安政6年(1859)、27才で分家。文久2年(1862)に寺子屋を開業した。明治6年(1873)、落義校（開治村）の教員となる。後に開治小や丸甲小の代用教員をつとめる。明治18年(1885)、54才で退職した。「東川のお髭」と親しまれた。大正2年(1913)、82才で歿。法名は釈敬道、雅号「領渚」。

明治の落義校は鶴多須・二子・東川の共同で開校した。落義校は上東川の寺子屋師匠横井周平と医師植村玄秀が中心となって働いた。教科は「孝経」で開始。授業料をとっていた。最初の生徒数は最初36人だった。一人200文(年間)徴収した。開校の祝いに餅を2～3臼、酒は3升ほど振る舞ったようである。

## イ 西保町「光田翁碑」

愛西市西保町の星大明神社の境内に、「光田翁碑」がある。これは、寺子屋師匠で、松隣寺の住職、後に星大明神社の神官となった光田達之進の記念碑である。ちょうどこの碑が

建っているのは、明治の初めまで、竹王山松隣寺（曹洞宗）の辺り。津島の興禅寺の末寺があった所である。星宮信仰（赤星明神）とは、虚空蔵菩薩を本地仏とする神仏習合であり、北極星や北斗七星に対する信仰、目の守護神としての信仰であり、そのため廃仏毀釈によって寺は廃寺となり、神社だけが残ったのである。



写真 15 光田翁碑

碑 文

翁ハ達之進天資英遇ノ傑士漢学ニ通曉ス 若クシテ竹王山松隣寺ニ住職タリシモ明治初年ノ交廢寺トナルヤ神官トシテ赤星明神ニ仕ヘ傍ラ里人ニ五常ヲ伝フ 翁温厚篤実三十有余年子弟ノ訓育ニ当リ郷土敬慕スルニ慈父ノ如シ 明治三十六年ヲ以テ歿ス 遺蹟ヲ顕彰スルノ志ヲ懷キ翁遺愛ノ門弟輩相謀リ茲ニ頌徳碑ノ建立ヲ成ス

昭和十三年 六月二十三日

表 9 碑文

ウ 見越町「若山鶴壽齋喜平碑」

若山鶴壽齋名喜平孫吉之男觀光院廿四世孫海東郡見越村人也 世許姓及帯刀

・・・多年教授門生慕恩建碑以誌焉

明治廿二年五月

主唱者 鈴木治兵衛 鈴木良位ほか二名 十九人の門人名 外百三十人と記される

表 10 碑文



写真 16 若山鶴壽齋喜平墓碑



写真 17 若山鶴壽齋喜平墓碑裏面

#### 4 寺子屋から明治初めの学校へ

明治政府は、維新の教育政策として。「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」ことを目標として、明治5年(1872)に学制を公布した。愛知県海部郡蟹江町の「蟹江家文書」の中に明治初めの学校に関する文書が数多く残っていた。(『愛知県教育史資料編 近代一』から抜粋)

##### (1) 愛知県義校規則

義校ハ読書習字算術三科ヲ教ヘ女子ニハ女工ヲモ兼学ハシメ児輩ノ才智ヲ發育幼ヨリシテ王政ノ御趣意ヲ馴知セシメン為ニ建ル所ナレハ小学ノ規則ニ基キ適宜ノ方法ヲ設ル事左ノ如シ			
生徒入校	毎月三八之日可願候事		
願書草案	半紙2ツ折	幾大区幾小区何町	
		華士族卒商農工	何誰 男女
	右ハ入校奉願候	尤入学之上ハ校中ノ御規則堅ク守ラセ	
	聊違背為間敷候		
	年 月 日	父兄親族或ハ同区之者	
		何 誰	

表 11 愛知県義校規則

規則としては「午前八時迄ニ出校 午後三時退散スヘシ」「五日以上不出ノ向ハ其訳認相届クヘシ」「途中ニテ狂謔奔走スヘカラス 総テ不行儀ナラサル様相慎ムヘシ」「出勤之節教官始同舎ノ人エ必ス一礼スヘシ」「学科ノ等級左ノ如シ 句読 暗誦 習字 算術 無等ヨリ一等ニ至ル(※無等・五等・・一等の六段階)詳細ハ別ニ課表アリ」「句読算術等ノ受教ハ教師ヨリ小簡ヲ渡スヲ待チテ其師ノ前ニ進ミ慎テ学フヘシ」「女工ノ課業ハ左ノ如シ 紡績裁縫ヲ四等 纈纈染工ヲ三等 刺繡組組ヲ二等 養蚕機織ヲ一等トス」「勤学中雑談スヘカラス 座席ヲ離ルヘカラス」「書籍ハ申ニ及ハス紙筆等大切ニ取扱フヘシ」「毎月謝金四錢(但シ兄弟同校 兄四錢 弟二錢)」「毎日午前十時ヨリ十一時 午後十二時ヨリ同一時迄ノ兩度ヲ放課トス」「毎月一日と六日通計四日 孝明天皇御祭日(一月廿三日)神武天皇即位日(一月廿九日)神武天皇御例祭(四月七日)伊勢兩宮御例祭(十一月五日)天長節(十一月十一日)右休暇トス」など具体的な内容が決められていた。7)

明治初めの学校には、「句読・習字・算術」3学科の教員がいた。教員としては、正教員と助教員という身分があった。また女工教育のため、女教員も置かれた。実際には寺子屋と同じ場所や近くの社寺が、義校となる場合が多かった。学制の布告に基づき、私塾家塾(寺子屋)の廃止を目指し、義校へ児童生徒を引き継ぐことをねらっていた。

やがて義校は近くの小さな義校を吸収し、大きな義校へ発展していった。逆に急にマンモス化した義校は、近くに分校をつくり、数を増やした。こうして義校は、この後に誕生する尋常小学校のスケールに収まっていった。

##### (2) 「第八五区 蟹江本町村 仮義校」の記録

教官	元第一校小学校教官	当区内今村住	士族	森村 宜民
舎長		当村		法応寺秀山
句読筆道算術		当村	士族	梶川正十郎
分課授之		当村	士族	橘田 精逸
		当村住	卒	岡部 軍三
		当村		平井 記一
補助		当村副戸長		北条 横江
		同村		武田伝右衛門
		同村		林 久遠
会計主裁		当村戸長		佐藤清三郎

右ハ過日同村戸長初各名連判出願之上本御願申上去十一月十五日(明治5)開校致候  
ニ付而ハ当御願聞届相成候仕度此段申上候

表9 仮義校の記録(指導の分担)

表9は仮義校の指導の分担を示したものである。現在で言うならば教職員表であろうか。これを見ると、これまで寺子屋師匠であった人たちが義校で句読・筆道・算術を教えていることが分かる。さらに、村の戸長が会計など事務的な仕事を分担していることが分かる。

表10は仮義校の教員となった平井記一が、明治5(1872)年、鈴木(蟹江)四郎宛に自分の寺子屋の子供たちの学問の進み具合について報告した文書である。指導の引継ぎの記録であり、この史料より寺子屋から義校へと指導が引き継がれた事実を知ることができる。

蟹江本町村 平井記一手跡生徒三拾一人の一部				
手跡何	商売往来	当村山田又左衛門長男		山田松太郎
素読何	八行			壬申 年拾一
	同 断	当村篠儀利吉 次男		篠儀友次郎
				壬申 年拾一
	無度引	当村黒川藤三郎 長男		黒川倉次郎
				壬申 年拾二
	都 往来	当村佐藤孫市 長男		佐藤 広吉
	六行			壬申 年拾
	常度引	同 横江賀右衛門次男		横江友次郎
				壬申 年拾一
	府県名	当村浅岡嘉助 長男		浅岡勝次郎
	六行			壬申 年拾一
	邑 附	同 立木小七 四男		立木松次郎
				壬申 年九

表10 蟹江本町村「平井記一手跡」の記録 8)



写真 18 庭訓往来



写真 19 習字手本

愛知県義校学課表						
	句 読	譜 誦	習 字	算 術		
第一等	和漢史 翻訳書類	天変地異 会話	公用文 即題手束	利息 経営		
第二等	神皇正統記 十八史略	帝号 内外旗章	本朝三字経 私用文	平価 杉形		
第三等	御布令 国史略	年号 万国尽	農業往来 仮名私用文	田法 比例式		
第四等	世界国尽 論語	日本国尽 五大洋六大州	日本国尽 府県名	定位 平価		
第五等	単語篇 西洋夜話	三枚高札 五十韻	片仮名五十音 年月之文	加減 乗除		
無等	智恵之環 孝経		いろは 数字	九九 洋数字		

表 11 愛知県義校学課表

このように義校では、寺子屋の教え方や規則を参考にし、教えた内容を引き継ぐこととなっていた。寺子屋の往来物を利用しつつ、新しい学問を取り入れていることがよくわかる。寺子屋師匠は義校の教員として明治初めの教育を支えた。

## 5 この研究を通してわかったこと

- (1) 寺子屋の師匠は手習を基にして、躰や徳目の育成など全人的な教育を行った。教える内容は、書であっても躰と一体化した形で行われていた。
- (2) 学習内容は師匠が書いた手本や撰んだ往来物をもとに繰り返し稽古した。暗記を重視した基礎基本の徹底であった。
- (3) 道徳的な説話がたくさんのっている往来物が使用され、道徳（修身）を中心としたカリキュラム編成がなされていた。
- (4) 手に入る本が少なかったこともあってか、子供たちは往来物の手習本を一生大切に扱っていた。
- (5) 寺子屋師匠は、規則を明らかにし、重点的に繰り返し徹底して、指導を行った。
- (6) 寺子屋師匠の教え方としては、一対一の個別指導を重視していた。寺子たち一人一人に対する言葉掛けが基本であった。師匠は巡回して言葉掛けを行った。また前に進み指導を受けに来た寺子に対しても言葉掛けをした。
- (7) 竟書会、席書など寺子たちの競争心を巧みに利用した指導方法が行われた。外国の

学校よりもはるかに子供を大切とした、体罰の少ない教育が実践された。日本の美風として子供を大切にするという思想が一般化していた。

(8) 先に入門した兄弟子が、後から入門した弟子の面倒をみる機会が設定されていた。互助教育が行われた。

(9) 師弟は三世の契り、師匠と寺子は一生涯にわたるつながりを大切にした。寺子たちは年末年始や人生の岐路に立つと師匠を訪問したり、手紙をとおして消息を連絡したりした。師匠と寺子、師匠と寺子の保護者との距離が近いものであった。

(10) 師匠は保護者や地域の人たちの力を借りて指導をした。一人の子供に対して、様々な仮親が存在し、地域と協力した教育が行われた。寺子屋の行事も地域の行事として位置付けていた。

(11) 寺子屋の師匠は明治の初めの義校と教師となる者もいた。寺子屋での教育の方法や内容を引き継ぐこととなった。

今後の課題としては、海部地区での筆子塚調査を続けて行い、筆子塚や寺子屋に関する古文書から、寺子屋師匠と保護者や地域とのかかわり方について史料を分析していきたい。さらに往来物の視点から、寺子屋の教育内容や教え方について考えていきたい。

## 6 おわりに

寺子屋の謝儀（謝礼：月謝）は、町方は金納が多く、地方ほど物納が多い。「愛知県教育史」などを見直してみると、尾張西部は尾張東部や三河に比べて金納が多く、具体的な金額を示していた寺子屋が多かったこともわかる。「謝儀」は「なし」としていた師匠も多くいたようである。富農、富商のボランティア・社会貢献であったのだろうか。意外と「教師は聖職」の根拠・原点なのかもしれない。

寺子屋と現代の学校とを同じ次元だけで考えようとは思わない。しかし、現在の教育を「江戸」から見直すと、寺子屋の師匠と子供・師匠と保護者の距離はきわめて適切な距離を保っていたことが分かる。師匠たちは修身に裏打ちされた「知の伝達」を行い、聖職者として子供や保護者に尊敬され、町や村の相談役としての任務を果たしていたように思われる。

## 7 引用及び先行研究・参考文献

### ※ 引用

- 1) 『愛知県教育史 第2巻』（昭和47年 愛知県教育委員会）P. 53-P. 58
- 2) 『愛知県教育史 第2巻』（昭和47年 愛知県教育委員会）P. 59-P. 61
- 3) 『愛知県教育史 第2巻』（昭和47年 愛知県教育委員会）P. 77-P. 79
- 4) 『愛知県教育史 第2巻』（昭和47年 愛知県教育委員会）P. 72-P. 76
- 5) 『愛知県教育史 第2巻』（昭和47年 愛知県教育委員会）P. 79-P. 81
- 6) 『美和町史』（昭和57年 美和町教育委員会）P. 413

7) 『愛知県教育史資料編近代1』(平成元年 愛知県教育委員会) P. 67-P. 72

8) 『愛知県教育史資料編近代1』(平成元年 愛知県教育委員会) P. 76-P. 77

## ※ 参考文献

『愛知県教育史 第2巻』(愛知県教育委員会 昭和47年 図書印刷)

『愛知県教育史 資料編近世 第2巻』(愛知県教育委員会 昭和59年度 図書印刷)

『愛知県寺子屋一覧』(愛知県教育委員会 昭和48年 図書印刷)

『愛知県の教育史』(吉永 昭 昭和58年 社思文閣出版)

『日本庶民教育史』(石川 謙 昭和47年 玉川大学出版部)

『「勉強」時代の幕開け』(江森一郎 平成2年 平凡社選書)

『古文書を読んでみよう』(森 安彦 平成13年 NHKエドゥケーショナル)

『古文書はこんなに面白い』(油井宏子 平成17年 柏書房)

『江戸の教育力』(高橋 敏 平成19年 ちくま新書)

『江戸の教育力 十一話』(高橋 敏 平成20年 「日本教育」連載)

『在村文化と近代学校教育』(多田仁一 平成13年 文芸社)

『江戸の子育て読本』(小泉吉永 平成19年 小学館)

『図説 江戸の学び』(市川寛明 平成18年 河出書房新社)

『寺子屋一庶民の教育機関一』(石川 謙 昭和35年 至文堂)

『幕末維新时期における江戸東京の手習塾と教育内容について』(石山秀和 東京都江戸  
東京博物館研究報告第9号 2003.10)

『江戸の学び—教育爆発の時代—』(東京都江戸東京博物館 平成18年企画展示)

『江戸の躰と子育て』(中江克己 平成19年 祥伝社新書)

『江戸に学ぶ人育て人づくり』(小泉吉永 平成21年 角川SSC新書)

『教育を「江戸」から考える』(辻本雅史 平成21年 NHKこころを読む)